

監 発 第 5 3 号  
令 和 3 年 1 2 月 7 日

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
健康福祉部 介護保険課	9月30日	10月15日～ 11月25日	11月11日
健康福祉部 子育て支援課	9月30日	10月15日～ 11月25日	11月11日
健康福祉部 国保年金課	9月30日	10月15日～ 11月25日	11月12日
健康福祉部 健康課	9月30日	10月22日～ 11月25日	11月12日
健康福祉部 酒田看護専門学校	9月30日	10月22日～ 11月25日	11月12日
健康福祉部 福祉課	9月30日	11月 5日～ 11月25日	11月25日

## 2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

## 3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

## 4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は介護保険課・子育て支援課・健康課・福祉課に対する以下のとおりである。

その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促した。

---

健康福祉部 介護保険課

注意事項

○財務会計システムと収納管理システムの数値が一致していないもの

介護保険料について、財務会計システムと収納管理システム(ライフパートナー)の決算時の  
過年度未収金の数値が一致していない。

数値の差について原因を究明し、解消に努められたい。

## 健康福祉部 子育て支援課

### 指摘事項

#### ○報償金の支払が相当期間遅れているもの

ファミリーサポートセンター運営事業(令和2年度)で行われた以下の報償金について、開催日より相当期間経過して支給されている。

- ・第1回研修会謝金:令和2年7月11日開催、令和3年2月5日支給  
(6か月と26日後、債権者2人)
- ・サブリーダー会議謝金:令和2年9月10日開催、令和3年2月5日支給  
(4か月と27日後、債権者4人)
- ・第2回研修会謝金:令和2年10月3日開催、令和3年2月5日支給  
(4か月と3日後、債権者1人)
- ・協力会員交流会謝金:令和2年10月31日開催、令和3年2月5日支給  
(3か月と6日後、債権者1人)

今後は契約書に則った事務執行を行い、遅延することなく速やかに支給すること。

### 指摘事項

#### ○契約の締結内容が適切でないもの

酒田市つどいの広場事業業務委託について、次のとおり、消費税及び地方消費税課税の取扱いに誤りがあった。

令和2年度 19,429,176円(うち、消費税及び地方消費税額 1,766,288円)

令和3年度 23,529,951円(消費税及び地方消費税 非課税)

令和2年9月に消費税基本通達6-7-5に定めのある、第二種社会福祉事業であるため非課税取引の契約であることに気が付いたが、令和2年度契約は消費税額を加算した金額のまま業務を終了し、令和3年度契約から非課税契約としたもの。

今後は、各種法律等の改正に注視しつつ、適切な内容の契約締結に努めること。

### 注意事項

#### ○支払期限が守られていないもの

グリストラップ清掃業務委託料については、契約書第8条の4に「委託者は、受託者から請求書及び業務終了報告書を受領した日から30日以内に支払うものとする。」と規定されている。しかし、平田保育園に係る10月分の委託料について、10月8日に請求書を受領し、55日後の12月2日に支払いをしている。

今後は契約書に則った事務執行をすること。

## 注意事項

○随意契約の理由が明確でないもの

○前年度監査において口頭注意となった事項について、改善を行っていないもの

みなと保育園自家用電気工作物保安管理業務

八幡保育園自家用電気工作物保安管理業務

平田保育園自家用電気工作物保安管理業務

東北電気保安協会1者による随意契約をしているが、法令改正により一定の要件を満たす民間法人でも受託が可能となっている。

透明性を確保する観点から、次回の契約締結時に改善されたい。

【平成30年度改善事項】

平成30年度分自家用電気工作物保安管理業務委託(八幡保育園)、自家用電気工作物保安管理業務委託(平田保育園)について、東北電気保安協会1者による随意契約をしているが、法令改正により一定の要件を満たす民間法人でも受託が可能となっている。

透明性を確保する観点から、次回の契約締結時に改善されたい。

## 注意事項

○履行確認が不十分なもの

業務委託契約書で月ごとの業務完了報告書の提出を求めているが、予備監査時点で提出がされていなかった。

【仕様書内容】給湯用ボイラー(3か月に1回)

暖房用ボイラー(毎月1回)

自動制御装置、付属装置及び付属品(毎月1回)

ただし、前月に引き続き使用しないボイラーはこの限りではない。

今後は契約書に則った事務執行をすること。

---

健康福祉部 健康課

注意事項

○支払期限が守られていないもの

高齢者インフルエンザ予防接種業務委託料について、契約書に規定する支払期限を超過して支払いをしている。

今後は契約書に則った事務執行をすること。

注意事項

○業者の選定・決定が適切でないもの

○随意契約の理由が適切でないもの

休日診療所 X 線撮影装置保守点検業務

契約期間: 令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日

再委託申請日 令和3年3月22日 再委託承認日 令和3年3月24日

休日診療所レセプト用コンピューター保守点検業務

契約期間: 令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日

再委託申請日 令和3年3月22日 再委託承認日 令和3年3月24日

それぞれ、随契理由を、法第167条の2第1項第1号(少額の契約)、「この業務については、装置の機能を熟知している本体納入業者を選定するもの」として契約しているが、主要な業務を再委託していると考えられるため、随意契約理由が適切とはいえない。

また、本契約締結前に再委託の承認をしている。

今後は、酒田市契約規則及び随意契約ガイドラインに基づいた適切な事務執行に努めること。

注意事項

○履行確認書類が異なっているもの

高齢者インフルエンザ予防接種業務委託

10月分の委託料について、契約書に規定する「予防接種委託業務完了報告書及び委託料請求書」の提出を受けず、市請求書(支出調書)を徴して支払いしている。

今後は契約書に基づき、適正な事務執行をすること。

---

## 健康福祉部 福祉課

### 指摘事項

#### ○要綱で定められた負担金額以上の額を徴収しているもの

酒田市緊急通報システム運営事業実施要綱において、当該事業に係る利用者の費用負担について月額 2,112円と定められているが、令和3年7月分から月額 2,447円(335円増額)を徴収している。

これまでも当該事業の委託先と市との契約単価により、利用者負担額が変動することがあったが、その都度要綱を改正し、施行日以後の負担金について改正後の金額を適用させていた。しかし、令和3年7月分以降については、要綱改正がなされないまま費用負担額を増額していたもの。

負担金額の徴収根拠がないままに利用者負担金を収納している状態となっているため、早急に対応を検討されたい。

### 注意事項

#### ○事務決裁の手続きが適正でないもの

「和光園」整備等元利補給補助金 1,483,230円

令和2年6月2日 交付決定及び事前交付について 財政課長で決裁されている。

100万超～200万以下の交付決定部分は財政課長決裁だが、100万超～300万以下の事前交付も同時に決裁しているので総務部長決裁文書となるが、総務部長決裁のないまま執行されている。

また、決裁理由として、「事前交付理由:審査の結果、事業実施(借入金償還)のための資金繰りに支障をきたす恐れがあると認められるため」との記載があるが、決算書類を見る限り資金繰りに支障をきたす状態とは考えづらい。

酒田市事務決裁規程等に基づき、適切な事務執行に努めること。